日中サービス支援型共同生活援助における市町村協議会等への報告フロー図
（知事が認める場合における新規指定申請にあたって）市町村・事業者共通

①	事業の新規指定 （事業者対応）	・県に事前相談→県に新規指定書類の提出→県による審査 ※県は事業者に対し上記の相談及び審査過程において、必要に応じて下記対応を求める。なお、県は関係市町村に対して下記対応を求める場合は事前に連絡を行う。 記 事業者は運営方針や活動内容等を地方公共団体が設置する協議会等（※１）に対して報告を行う。
※１法第89条の３第１項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下、市町村協議会等）		

⬇

②	市町村協議会等へ運営方針等の説明 （事業者対応）	事業所が所在する市町村協議会等に運営方針や活動内容等を行い、市町村協議会等から評価を受ける。 なお、説明に使用する資料は任意の様式とする。

⬇

③	市町村協議会等による評価 （市町村対応）	各市町村協議会等は事業者の運営方針等の説明に基づき、事業者の評価を行う。

⬇

④	千葉県知事（県協議会）への報告 （事業者対応）	事業者は評価内容を「市町村協議会等における評価結果等の報告書」（別添第４号様式）及び「市町村協議会等による評価結果報告シート」（別添第５号様式）を用いて千葉県知事（県協議会）に報告を行う。

⬇

⑤	事業の新規指定 （事業者対応）	県は事業者から受けた報告内容を基に新規指定申請の審査を行う。